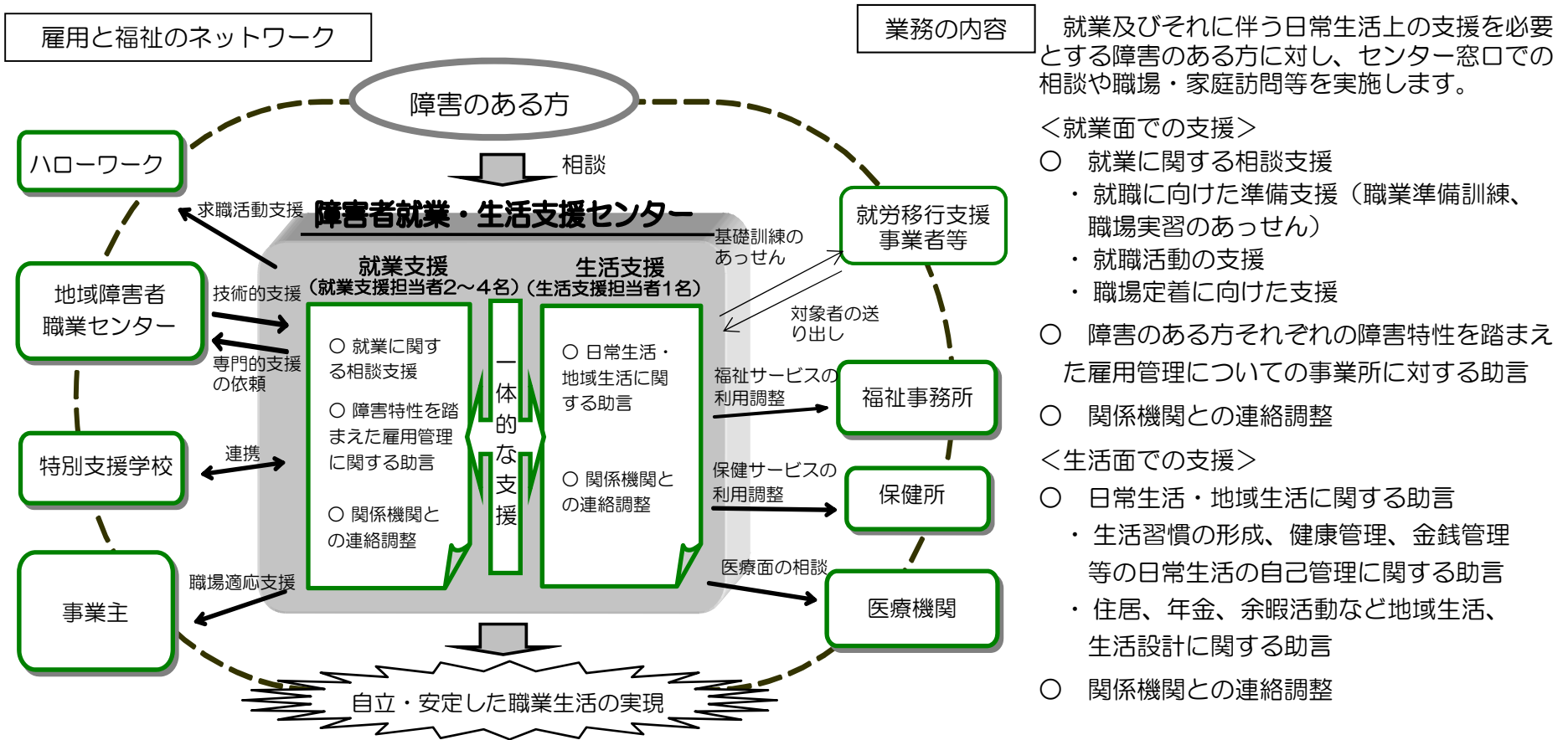


# 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う  
**「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充**

平成14年度 21センター（14年5月事業開始時）→ 24年度 327センター（予定）



**業務の内容** 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

- ＜就業面での支援＞
- 就業に関する相談支援
    - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
    - ・ 就職活動の支援
    - ・ 職場定着に向けた支援
  - 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
  - 関係機関との連絡調整
- ＜生活面での支援＞
- 日常生活・地域生活に関する助言
    - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
    - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
  - 関係機関との連絡調整

**設置箇所数**  
 24年8月現在 316センター

【23年度実績】	対象者数	94,960人	就職率	69%
	就職件数	13,769件		

## 公的機関の障害者雇用状況

- 民間企業に率先垂範する立場にも関わらず、**都道府県教育委員会に未達成機関**が多数。

(%)

		法定雇用率 (※)	実雇用率	雇用率達成割合
国		2.1	2.24	100 (39 / 39機関)
	厚生労働省	//	2.49	—
都道府県	知事部局	2.1	2.43	100 (47 / 47)
	その他の機関		2.23	86.4 (95 / 110)
市町村		2.1	2.23	83.7 (1,970 / 2,353)
教育委員会	都道府県	2.0	1.75	29.8 (14 / 47)
	市町村		1.86	87.0 (80 / 92)

※ 平成25年4月1日から、国・都道府県・市町村は2.3%、教育委員会は2.2%に改正

# 精神・身体障害による最低賃金の減額特例制度について

## 1. 制度の概要

- 精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い方や、基礎的な技能・知識を習得するための職業訓練を受ける方などについては、最低賃金を適用することとすると、かえって雇用の機会が失われるおそれがあることから、都道府県労働局長の許可により、労働能力その他の事情を考慮して定める率（減額率）を最低賃金額に乗じて得た額を減額の上、最低賃金法を適用する制度。
- 減額の特例許可の対象となる労働者（減額対象労働者）の範囲は以下のとおり（最低賃金法第7条）。
  - ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
  - ② 試の使用期間中の者
  - ③ 基礎的な技能および知識を習得させるための職業訓練を受ける者
  - ④ 軽易な業務に従事する者
  - ⑤ 断続的労働に従事する者

## 2. 許可基準

- 減額特例許可制度を齊一的に運用するため、許可基準を定めており、精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い方については、
  - ① 精神又は身体の障害がある労働者であっても、その障害が当該労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白である場合のほかは許可しないこと
  - ② 当該業務の遂行に直接支障を与える障害がある場合にも、その支障の程度が著しい場合のみ許可すること。この場合、支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率の程度が当該労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有するものの労働能率の程度にも達しないものであることとしている。

### 3. 減額率の算定方法

- 最低賃金法施行規則第5条で、減額対象労働者の区分に応じた減額率の上限を算出した後、個々の減額対象労働者の①職務の内容、②職務の成果、③労働能力、④経験等を勘案して定めることとされている。
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い方の減額率については、使用者からの申請に基づき、労働基準監督署の労働基準監督官が事業場に赴き、①減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率の把握<sup>(※1)</sup>を行い、減額率の上限を算出の上<sup>(※2)</sup>、②減額対象労働者の職務内容、職務の成果、労働能力、経験などを把握し、これらを総合的に勘案して定めることとしている

※1 従事する作業の実績により数量的に把握することとしている。

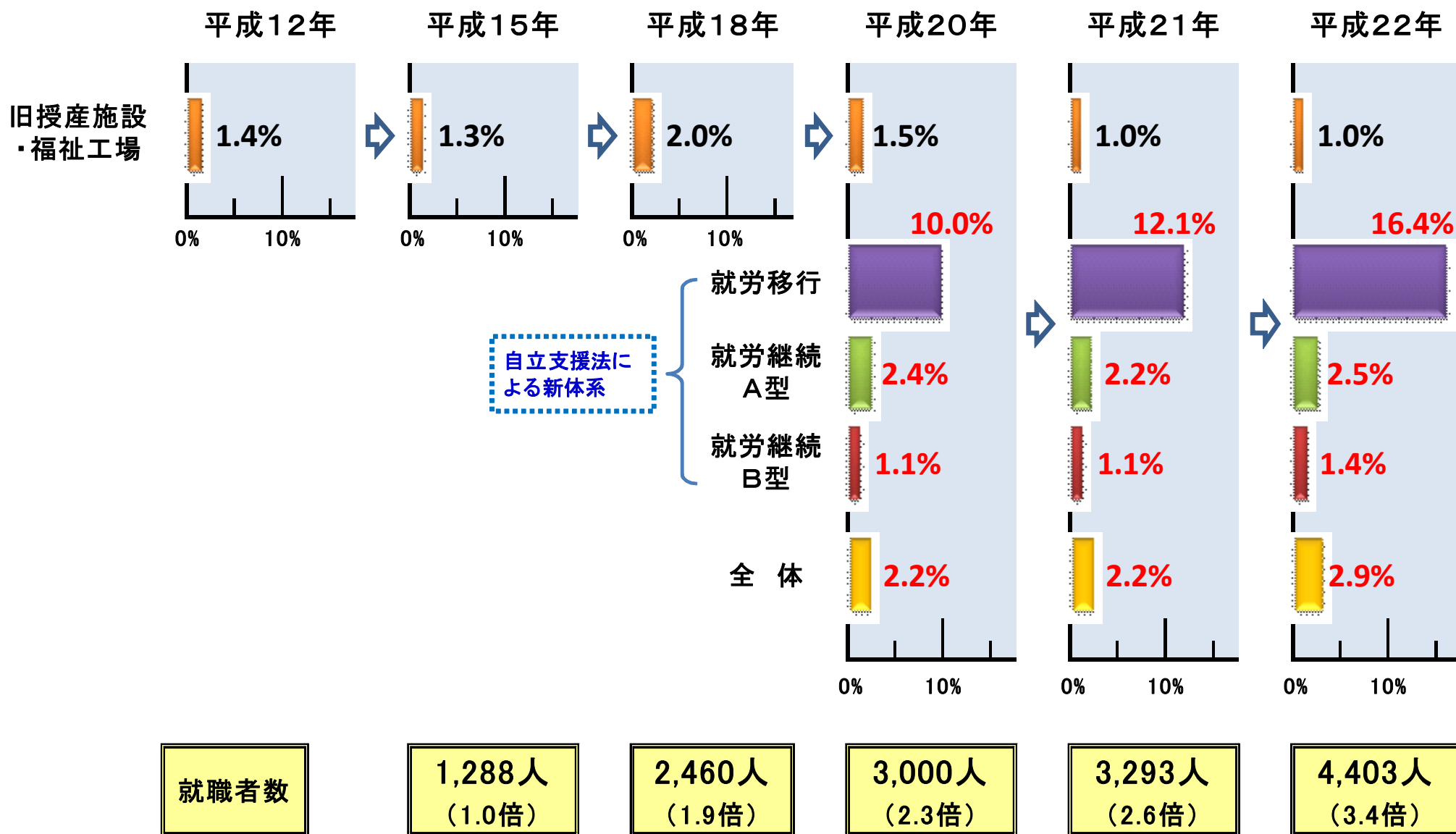
※2 精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い方の減額率の上限については、同条で、「減額対象労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有するもの（比較対象労働者）の労働能率の程度に対する減額対象労働者の労働能率の程度に応じた率を100分の100から控除して得た率」とされている。

### 4. 減額特例の申請・許可件数

- 平成23年における減額特例の申請件数・許可件数は以下のとおり。

	申請件数	許可件数
精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者	3,915	3,793
試の使用期間中の者	0	0
基礎的な技能および知識を習得させるための職業訓練を受ける者	8	8
軽易な業務に従事する者	12	10
断続的労働に従事する者	3,738	3,671
計	7,673	7,482

# 就労系の障害福祉事業所から一般就労への移行率の推移



【データの出典】 社会福祉施設等調査